

尾張旭市監査公表第25号

令和3年11月29日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年12月6日付け3企第51号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

企画部企画課

監査の指摘事項	措置状況
平子町北地内市有地草刈り伐採業務委託の施行伺いにおいて、当該支出予算額が記載されていない。100万円を超えた場合、部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。	指摘事項については修正し、以後の事務において全て改めます。